

## 重要事項説明書

訪問看護の提供にあたり、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に基づいて、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1.当事業所の概要

(1)訪問看護、介護予防訪問看護及び医療保険でのサービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社かぼちゃ
代表者氏名	奈良 香織
本社所在地	千葉県船橋市咲が丘 1-17-9

(2)訪問看護サービス提供事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションかぼちゃ
所在地	千葉県八千代市村上 2659-33
電話番号	047-411-8195
介護保険指定事業所番号	1260490433
医療保険ステーションコード	0490433
提供可能サービス	指定訪問看護／指定介護予防訪問看護／医療保険
管理者	奈良 香織
相談担当者名	奈良 香織
サービスを提供する地域	八千代市・千葉市・船橋市・印西市・佐倉市・四街道市・白井市・習志野市

(3)当事業所の職員体制(令和7年12月1日現在)

管理者(看護師)	1名(常勤1名)
看護師	2名(常勤1名、非常勤1名)
理学療法士	1名(常勤1名)

(4)営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	8:30 から 17:30
休業日	日曜日、国民の祝日、12月30日から1月3日

## 2.事業所の運営方針

- ・ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持及び回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ・ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
- ・ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3.提供するサービスと利用料

### (1)提供するサービスの内容について

#### 【指定訪問看護、指定介護予防訪問看護(介護保険)】

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスは居宅サービス計画、予防居宅サービス計画に沿って作成される「訪問看護計画」に基づいて提供します。

なお、サービスの提供にあたっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮するとともに、行政をはじめ関係機関、事業所との連携に努めます。

#### 【医療保険での訪問看護サービス】

医療保険での訪問看護サービスは、利用者やその家族の希望、利用者的心身の状態や能力に応じ作成される「訪問看護計画」に基づいて提供します。

なお、サービスの提供にあたっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮するとともに、行政をはじめ関係機関、事業所との連携に努めます。

訪問看護、介護予防訪問看護 及び医療保険での訪問看護サ ービス	<p>1.①健康状態の観察(血圧、体温、呼吸、脈拍) ②清潔についての支援、指導(清拭、洗髪、入浴介助) ③食事についての支援、指導 ④排泄についての支援、指導 ⑤褥瘡の処置、予防 ⑥リハビリテーション ⑦ターミナルケア、緩和ケア ⑧認知症患者の看護 ⑨本人や家族への療養相談、介護指導 ⑩服薬指導 ⑪人工呼吸器や在宅酸素の管理、指導 ⑫医療器具等の管理 ⑬その他必要な療養上の世話</p> <p>2.①訪問看護計画書の作成及び交付、利用者又はその家族への説明 ②訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス ③訪問看護報告書の作成</p>
---------------------------------------	---

## (2)利用料

### 【指定訪問看護、指定介護予防訪問看護(介護保険)】

利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費に基づく金額です。利用者は利用料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用(食材料費・おむつ代・衛生材料費等)を支払うものとします。

### 【医療保険での訪問看護サービス】

利用料は医療保険各法の法定利用料に基づく金額です。利用者は利用料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用(食材料費・おむつ代・衛生材料費等)を支払うものとします。

## (3)利用料、その他の費用の支払い

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

自動口座引き落とし	ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。(銀行及び郵便局)
現金払い	サービス提供時に月1回定められた日にお支払い願います。

お支払いは、預金口座振替(利用者の取引金融機関から別の自動引き落とし)のご利用をお勧めします。口座振替の場合、利用月の翌月に引き落としさせていただきます。現金によるお支払いの場合は請求日から20日以内にお支払いください。お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡します。再発行はできませんので、必ず保管をお願いします。

## (4)キャンセル料

利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。サービス実施日の前日までにご連絡のない無断のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けことになります。

※ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要
当日のご連絡で容態の急変等でやむを得ない場合	不要
訪問までにご連絡がない場合	5,000円

#### 4.主治医による訪問看護指示書について

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書については、以下の点についてご了承願います。

①主治医による訪問看護指示書の発行に際しては手数料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。

②主治医による訪問看護指示書には指示期間（最長 6 か月）があり、その期間は主治医により決められ、更新の都度手数料が発生します。

※以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明なところ等がございましたら、各医療機関又は当事業所へお問い合わせ下さい。

#### 5.秘密の保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。また、利用者の個人情報、家族情報はあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で用いません。書類についても注意をもって管理し、従業員への個人情報保護に関する教育を徹底します。

#### 6.事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行うサービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

#### 7.緊急時の対応方法及び連絡先

事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、主治医、救急隊、家族、その他緊急連絡先及び居宅介護支援事業所等に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な措置を講じます。

別紙に緊急時連絡先をご記載いただきます。

#### 8.自然災害時の対応方法

台風や地震等の自然災害の中、移動することが危険と判断された場合、訪問をお休み又は、振替えさせていただくことがございます。

## 9.サービス提供に関する苦情・要望・相談などの窓口

窓口	担当者氏名及び連絡先
訪問看護ステーションかぼちゃ	奈良 香織 〒276-0028 千葉県八千代市村上 2659-33 電話 047-411-8195 FAX 047-411-8196 受付時間 午前8時30分から午後5時30分(日・祝を除く)
千葉県国民健康保険団体連合会	〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4-3 国保会館内 電話 043-254-7318 受付時間 午前9時から午後5時(月曜日から金曜日)
八千代市	長寿支援課 紹介・指導班 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5 電話 047-421-6735 受付時間 午前8時30分から午後5時(月曜日から金曜日)
千葉市	介護保険事業課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 電話 043-245-5062 受付時間 午前8時30分から午後5時30分(月曜日から金曜日)
船橋市	指導監査課 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-8-11 東京区政会館11階 電話 047-404-2712 受付時間 午前9時から午後5時(月曜日から金曜日)
印西市	福祉部 高齢者福祉課 介護保険係 〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2 電話 0476-33-4623 受付時間 午前8時30分から午後5時15分(月曜日から金曜日)
佐倉市	介護保険課 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話 043-484-6174 受付時間 午前8時30分から午後5時15分(月曜日から金曜日)
四街道市	高齢者支援課 〒284-0003 四街道市鹿渡無番地 電話 043-420-7522 受付時間 午前8時30分から午後5時(月曜日から金曜日)
白井市	介護保険係 〒270-1492 千葉県白井市復1123番地 電話 047-497-3473 受付時間 午前8時30分から午後5時15分(月曜日から金曜日) 地域包括ケア推進係 電話 047-497-3484
習志野市	介護保険課 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 電話 047-453-7345 受付時間 午前8時30分から午後5時(月曜日から金曜日)

## 10.感染症またはその疑いがある方への訪問時の対応方法

感染症またはその疑いのあるご利用者への訪問については、他従業員や他ご利用者への感染の拡大を防ぐために、お休み又は、時間の変更をさせていただくことがございます。

また、個人防護具を装着してケアに入らせていただくこともあります。

## 11.虐待の防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 【介護保険 指定訪問看護/指定介護予防訪問看護 利用料金(令和7年6月1日現在)】

### 要介護

サービス内容	利用料	利用者負担額			単位	サービス提供時間	基本単位
	(10割)	(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護I 1	3,359円	336円	672円	1,008円	314	20分未満	314単位
訪問看護I 2	5,039円	504円	1,008円	1,512円	471	30分未満	471単位
訪問看護I 3	8,806円	881円	1,762円	2,642円	823	30分以上 60分未満	823単位
訪問看護I 4	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円	1,128	60分以上 90分未満	1,128単位
訪問看護I 5(PT・OT・ST) ※1	3,145円	315円	629円	944円	294	20分(リハビリ)	294単位
訪問看護I 5(PT・OT・ST)	6,291円	630円	1,259円	1,888円	588	40分(リハビリ)	
訪問看護I 5・2超(PT・OT・ST)	8,506円	851円	1,702円	2,552円	795	60分(リハビリ)	265単位

### 要支援

サービス内容	利用料	利用者負担額			単位	サービス提供時間	基本単位
	(10割)	(1割)	(2割)	(3割)			
予防訪問看護I 1	3,242円	325円	649円	973円	303	20分未満	303単位
予防訪問看護I 2	4,825円	483円	965円	1,448円	451	30分未満	451単位
予防訪問看護I 3	8,495円	850円	1,699円	2,549円	794	30分以上 60分未満	794単位
予防訪問看護I 4	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円	1,090	60分以上 90分未満	1,090単位
予防訪問看護I 5(PT・OT・ST)	3,038円	304円	608円	912円	284	20分(リハビリ)	284単位
予防訪問看護I 5(PT・OT・ST)	2,985円	299円	597円	896円	279	20分(リハビリ) 開始から1年経過後	279単位
予防訪問看護I 5(PT・OT・ST)	6,077円	608円	1,216円	1,824円	568	40分(リハビリ)	284単位
予防訪問看護I 5(PT・OT・ST)	5,970円	597円	1,194円	558円	558	40分(リハビリ) 開始から1年経過後	279単位

## 加算

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	具体的な内容
		(1割)	(2割)	(3割)		
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5350円	535円	1,070円	1,605円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,675円	268円	535円	803円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
複数名訪問加算 I (30分未満) (30分以上)	2717円	272円	544円	816円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
	4301円	431円	861円	1,291円	402	
複数名訪問加算 II (30分未満) (30分以上)	2,150円	215円	430円	645円	201	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定。
	3,391円	340円	679円	1,018円	317	
長時間訪問看護加算	3,210円	321円	642円	963円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定。
初回加算 I	3,745円	375円	749円	1,124円	350	新規に訪問看護を提供。退院した日に初回訪問の場合。
初回加算 II	3,210円	321円	642円	963円	300	新規に訪問看護を提供。退院した日の翌日以降に初回訪問の場合
退院時共同指導加算	6,420円	642円	1,284円	1,926円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。
緊急時訪問看護加算 II ※2	6,141円	615円	1,229円	1,843円	574	1か月につき1回算定。
ターミナルケア加算 ※2	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円	2,500	死亡月につき1回算定。

※1 PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄です。

1単位 10.7円(5級地)

※2 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝加算、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

夜間・早朝(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)25%増しとなります。深夜(午後10時～午前6時)50%増しとなります。

営業日以外の訪問は、日曜日・祝日 3000円(税込)、12月30日～1月3日は5000円(税込)の自己負担額を加算させていただきます。(緊急時を除く)

緊急時訪問看護加算 II・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

料金の改定に伴い、その都度料金の説明と同意を取らせていただきます。

【医療保険 訪問看護利用料金(令和7年6月1日現在)】

訪問看護基本利用料

訪問回数		利用料 (10割)	基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,322円	2,644円	3,966円
	週4日以降	14,220円	6,550円	7,670円	1,422円	2,844円	4,266円
2日目以降	週3日まで	8,050円	5,550円	2,500円	805円	1,610円	2,415円
	週4日以降	9,050円	6,550円	2,500円	905円	1,810円	2,715円

日曜日・祝日 3000円(税込)、12月30日～1月3日は5000円(税込)の自己負担額を加算させていただきます。(緊急時を除く)  
料金の改定に伴い、その都度料金の説明と同意を取らせていただきます。  
医療保険に関しては、その日に行う看護やリハビリにより滞在時間が異なります。(30分～90分)

下記について該当する場合、1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします。

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算(I)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(II)	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料I	780円	78円	156円	234円

下記について該当する場合、その都度、次の料金をご請求いたします。

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算 長時間	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算 月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算 月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問加算(6-8時・18-22時)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(6歳未満)厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円
乳幼児加算(6歳未満)上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円
難病等複数回訪問加算2回目	4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算3回目以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算(正看護師と正看護師)※1	4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(正看護師とその他職員)※2	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

※1 通常訪問看護では週1日が限度。精神科訪問看護では限度なし。

※2 通常訪問看護では週3日が限度。精神科訪問看護では週1日が限度。